

瑞穂町行政評価委員会 第25回補助金等審査分科会

分科会委員の質問事項への回答(回答 産業課)

質問①

導入しようとしている機器の価格が不明のため、補助金の上限が10万円だが、その金額が妥当か不明である。例えば、導入機器に100万円要した場合は10万円が妥当だとは思えない。少なくとも6～70万円相当の補助が必要。

①への回答

標準的なキャッシュレス決済機器の1台あたりの導入費用については、10万円程度となっており、補助率や上限額については、これを基準として定めています。機器によって差はありますが、標準的な機器の購入であれば上限額を超えないものと見込んでいます。

質問②

導入して短期間でやめてしまう場合のペナルティーも課すべきである。

②への回答

現時点では、キャッシュレス決済機器導入後の継続設置について誓約書の提出を求めることで対応したいと考えています。

質問③

町内企業者への事前説明はどのような計画で実施するのか。キャッシュレス決済の種類ごとのメリット、デメリットをしっかりと開示、説明する必要がある。

③への回答

現時点では、キャッシュレス決済機器の導入促進事業を瑞穂町商工会に業務委託したいと考えています。日頃から事業所と接する機会が多く、事業所の相談支援を行っている商工会へ委託することで効果的な導入促進、普及啓発が図られると考えます。

質問④

大きな事業者への拡大促進を図る。例として、ジョイフル本田はクレジットカード以外に電子マネー、QRコード決済を実施しているが、となりのジャパンミートは、クレジットカード決済のみである。

質問⑤

オリンピックの日曜品売り場はクレジットカード決済が可能だが、食料品売り場は、オリコ、ライフのクレジットカード決済に限定(最近 Pay Pay のみ可能)されている。このような事業者にも積極的に導入促進の働きかけを行政側からもしてほしい。

質問④⑤への回答

大型店舗のキャッシュレス化ですが、機器導入には費用が発生するため各事業所の経営上の理由等もあると考えますが、町としてどのような働きかけができるか研究していきます。